



最高裁、5月27日弁論

大阪訴訟・愛知訴訟の弁論期日指定

最高裁で統一判断示されることがほぼ確実

最高裁判所第三小法廷（宇賀克也裁判長）は、令和7年3月26日付けて、いのちのとりで裁判の大蔵訴訟（令和5年4月14日大阪高裁にて原告側逆転敗訴）と愛知訴訟（令和6年11月30日名古屋高裁にて原告側逆転勝訴）について上告受理申立てを受理しました。

そして口頭弁論期日を5月27日（大阪訴訟は13時30分から、愛知訴訟は16時から）に指定する旨通知しました。

これにより、近々最高裁判決が言い渡され、統一判断が示されることがほぼ確実となりました。

最高裁では生活保護法の解釈等が争われる

最高裁は同時に大阪訴訟原告側の上告を棄却する決定をしたので、最高裁においては憲法解釈ではなく、生活保護法の解釈と最高裁判例違反が争われることになります。

最高裁が判断することとした上告受理理由は、①本件改定の内容と経緯、相手方国の訴訟戦略と原判決の誤り、②法8条2項の解釈の誤りと老齢加算訴訟最判違反、③デフレ調整に関する誤り、④2分の1処理に関する誤り、⑤ゆがみ調整とデフレ調整を合わせ実施したことに関する誤りです。一方、最高裁が、社会権規約違反、行政手続法14条違反、被害の重大性は重要でなく上告受理理由に当らないとした点は、極めて残念であり問題です。

これまで原告側勝訴の流れは確定

いのちのとりで裁判は、2013年からの史上最大の生活保護基準引下げの違法を問い合わせ、全国29地域で1000人を超す原告が31の訴訟を提起して争ってきた大規模集団訴訟です。

3月末までに言い渡された40判決（地裁30、高裁10）について、原告側は25勝15敗（地裁19勝11敗、高裁6勝4敗）と大きく勝ち越しています。

地裁段階同様、負けが先行した高裁判決も今年に入ってからは、福岡高裁（1月29日）、大阪高裁（3月13日）、札幌高裁（3月18日）で逆転勝訴が相次ぎました。東京高裁でも連日（3月27日、28日）1審勝訴を維持する判断が示され、最高裁での弁論・判決を目前にして原告側勝訴の流れは確定したといえます。

最高裁はその職責を果たす判決を

物価高騰の折、諸外国が保護基準を引上げる中、これを更に引き下げようとしている日本の生存権保障は崩壊寸前です。

その端緒ともいえる本件保護基準引下げは、生活保護バッシングを受け保護費の1割削減を選挙公約に掲げた自民党の政策実現のために行われたものです。

法に基づくべき行政が政治の力で歪められたとき、これを正すことができるるのは司法だけです。最高裁がその職責を果たす判決を言い渡し、日本のナショナル・ミニマムの底上げにつながるよう、私たちは、さらに力を合わせて全力を尽くす所存です。



4. 3決起大集会、大成功

会場とオンラインで 590 名もの参加



(会場いっぱいの参加者)

分断を乗り越える「私たち」のたたかい

4月3日午後、参議院議員会館講堂にて会場210名、オンライン380名、合計590名の参加で、4.3決起大集会が開催されました。

全国アクション共同代表の吉田松雄全生連会長からの開会あいさつに続き、稻葉剛さんが「生活保護バッシングを乗り越えてきた裁判の意義」について報告しました。これまでのバッシングを押し返してきた取り組みに確信を持つつも、今後の新たなバッシングの可能性に備え、分断を乗り越える「私たち」の権利の闘いであることを改めて強調しました。

高裁判決の傾向分析と物価上昇の現在について

続いて、小久保哲郎弁護士は「いのちのとりで裁判の現在地～相次ぐ高裁判決の傾向分析」を報告しました。また、福岡訴訟弁護団の高木健康弁護士は、「消費者物価上昇の生活保護利用者世帯への影響の検討」を報告しました。

全国各地の原告から

各地の原告から、生活保護利用者の生活実態について発言しました。

●風呂は週一回。シャワーで我慢している（京都）

- 値上がりが苦しい。夜は明かりをつけない、カップ麺などで何とか過ごしている。安心して暮らしたい（北海道）
- 生活保護を受けるには自尊心や世間体を投げ出さなければならない。貧困者ということを受容することの痛み、烙印を押される辛さに耐えている。一人ひとりは小さい力だがこれからも頑張る（東京）
- 私たちのことを私たち抜きで決めないで（埼玉）。
- 施設にいる母親に会いに行く交通費を工面できず、会えなかつたことを悔いている。姉には、その理由を用事があるとしか言えなかった（大阪）。
- この裁判に勝って、生活保護利用者だけでなく、一般の人たちの生活も改善されるようにしたい（愛知）

きょうだい訴訟からの連帯の挨拶

新里宏二弁護士（全国優生保護法被害弁護団）からは、「優生保護法裁判といのちのとりで裁判は、人権とひとりひとりの尊厳を守る極めて困難、でも勝たなきやいけないきょうだい訴訟だ。最高裁で勝つには被害事実の訴えが重要。公的責任を前提にした制度改定を勝ち取ろう！」と力づけてくれました。

裁判には必ず勝って、やるべきことはたくさんある共同代表の尾藤廣喜弁護士です。「当事者にもたらした被害の実態の深刻さと行政でのたらめさをしっかり明らかにすること。裁判に必ず勝って、引き下げの撤回と被害の完全回復、生活保障法の制定等やるべきことがたくさんある。最高裁が安心していい判決が出せるよう、わたしたちは引き続き広く国民に訴えていかなければならない」とよびかけ、会場いっぱいに拍手が広がりました。

多数の国会議員の方々にご発言いただきました。詳しくは [いのちのとりで裁判全国アクション HP](#) に掲載しています。

大阪高裁(京都訴訟)、逆転勝訴!

同日に福岡高裁(佐賀訴訟)判決も

マスコミも注目する中

3月13日午後2時、大阪高等裁判所は、京都市内の生活保護利用者32名が国及び京都市を被告として提訴した裁判の控訴審として、訴えを退けた!審京都地裁判決を取り消し、保護変更決定処分の取り消しを命じる逆転勝訴判決を言い渡しました。

テレビ局や新聞社など多くの報道関係者も注目する中、大法廷にはたくさんの方が詰めかけ、傍聴席も満席となりました。

地裁判決から一新された素晴らしい判断

判決では国家賠償請求こそ退けられましたが、1審京都地裁の恥すべき「コピペ判決」から一新された判断が随所に光る、素晴らしいものでした。

本判決の特徴は、厚生労働大臣の裁量判断の適否について、老齢加算最高裁判決が示した判断枠組みを採用しつつ、「(生活保護法8条1項による)委任の範囲を逸脱する」、「厚生労働大臣は、保護基準を定めるに当たって同法8条2項所定の事項を遵守することを要するのであるから、厚生労働省に認められた裁量権は、立法府において憲法25条1項の理念を実現する法律を制定する際に立法府に認められる裁量権と同様であるということはでき(ない)」等として、各条文の構造をしっかりと示したことになります。

その上で、保護受給世帯と一般世帯との間の消費構造には無視しえない相違があるとして、デフレ調整として生活扶助基準を引き下げる厚生労働省の判断は判断過程における過誤があり、ゆがみ調整とデフレ調整は不可分一体のものとして、引き下げ全体が生活保護法に違反するものだとしました。

しかも本判決は、過去の国会質問や本件を含む各種訴訟で国がこれまで展開していた主張、国の新主張を

ひとつ一つ否定し、事実認定のレベルで国の主張を完膚なきまでに否定しました。

原告「大阪事件・兵庫事件の借りを返せた」

判決後の記者会見・報告集会では、節約に心をすり減らしてきた様子(竹井登志郎さん)や大阪高裁で初めての勝訴で大阪事件・兵庫事件の借りを返せたことの安堵(森絹子さん)など、たいへんな思いで裁判を続けてきた原告・支援者から喜びの声が次々上がりました。

集会の中でも、提訴から今日までの間に勝訴判決を迎えることなく多くの仲間が亡くなったことが改めて確認されました。実に96パーセントの生活保護世帯を対象として行われたこの引き下げの被害救済には一刻の猶予もありません。

福岡高裁判決は保護利用者に対する根強い偏見

同日、午後2時20分、福岡高裁は、佐賀訴訟の控訴審で原告側の控訴を棄却する判決を言い渡しました。

判決は、判断枠組について、老齢加算訴訟最高裁判決が採用した判断過程審査を用いつつ、変遷した国側の主張を受け入れ、朝日訴訟最高裁判決等を参照し、判断過程の過誤、欠落が「重大なものであって、そのために現実の生活条件を無視して著しく低い保護基準を設定した」などの場合に裁量権の逸脱・濫用になるとしました。そして、生活保護が予算措置を伴う以上、財政事情を考慮せざるを得ないし、「納税者の理解は、必須」と、国側さえ主張していない価値判断を示して広い裁量権を許容しました。

かかる判断枠組のもと、①デフレ調整、②ゆがみ調整の2分の1処理、③デフレ調整及びゆがみ調整を併せて行ったことについては、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるとはいえないとした。その判断の根底には、生活保護受給者に対する根強い偏見が垣間見えます。

札幌高裁でも逆転勝訴

報告集会、300人もの原告と支援者らが喜ぶ



(法廷前行進をする原告ら)

傍聴席は満員、200人以上が外で待機

3月18日13時30分、札幌高等裁判所は、新・人間裁判において、控訴人らの請求を棄却した札幌地裁判決を取り消し、生活保護基準引下処分を取り消す逆転勝訴判決を言渡しました。

2021年3月の札幌地裁判決は、不当にも原告の請求を棄却しましたが、105人の原告が控訴審に立ち上がりました。この4年間に14人の原告が亡くなってしまいましたが、95人の控訴人で控訴審判決を迎えた、逆転勝訴判決を勝ち取りました（4人の控訴人については、訴訟を承継することも認められました）。

裁判所には、300人近い原告と支援者が集まりました。傍聴席は満員になり、傍聴できなかった200人以上の支援者は寒空の中待機しました。

デフレ調整のやりかたは恣意的で違法

本判決は、「デフレ調整」について、それを実施すること自体が合理性を欠くとはいえないとしても、①物価考慮について生活保護基準部会等での「議論が熟していなかった」とこと、②最後の改定が行われた平成16年を算定の始期とすることにも一定の合理性があるのに20年を始期としたこと、③平成22年ウエイトによる算定は下方バイアスが生じるパーシェ方式と同様の結果になること、④社会保障生計調査に基づく算定では単身世

帯-1.48%、複数世帯-2.12%にとどまるのに、消費構造が大きく異なる一般世帯についての家計調査に基づくウエイトを用いたことを指摘したうえで、「幅があり得る数値の中で、いずれも下落率が大きいほうの値を採用し、取り分け一般世帯と比較することによって下落率が大きくなる方向で算定」し、「過剰な下落率を定めた可能性がある」ことなどから、「生活扶助基準の改定に係る過程及び手続において、過誤、欠落の有無等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性を欠く」として、厚生労働大臣の判断を違法としました。

生活保護利用者の生活に著しい負担に言及

また、生活扶助が、憲法25条の理念に基づいて生活保護法が定める各種の保護の中でも基礎的な生計に関わるもので、「生存の糧となる」ものであることから、「これが不要に切り下げられた場合には要保護者の生活に著しい負担を与えることは明らかである」として、要保護者が受ける被害の大きさにも言及しています。

原告「弱者を切り捨てる国と対じし勝ちとった判決」

報告集会でも300人近い原告と支援者が会場に集まり、ネット配信でも35か所から参加があり、勝訴判決を喜びあいました。原告団の吉田弦一団長は「きょうの判決までおよそ10年という長い年月がかかり、亡くなった原告もいたが弱者を切り捨てる国の姿勢と対じし続け勝ち取った判決です」と述べました。

報告集会には、新・人間裁判のキャラクターのニゴヤンも登場。ニゴヤンと一緒に勝訴判決を喜び合い、最高裁での勝訴に向けて闘うことの決意も固めました。



東京高裁(はっさく訴訟・さいたま訴訟)

3月末には連日勝訴！



(法廷前行進をする埼玉訴訟原告ら)

はっさく訴訟（東京）で勝訴

3月27日14時、東京高等裁判所は、東京都内の生活保護利用者27人が提訴した裁判の控訴審において、生活保護基準引下処分を違法として取り消す原告側勝訴判決を言い渡しました。

2022年の東京地裁判の判断が東京高裁でも維持されたこと、主張を変遷させた国側の新主張をことごとく明快に排斥したことには大きな意味があります。

判断枠組みと判決内容

判決は、判断枠組みについては地裁判決の骨格を維持しつつ、「デフレ調整」について、一般世帯と保護受給世帯の消費構造の差から物価下落の影響の程度は保護受給世帯においては相対的に小さいことに加え、平成22年ウエイトを用いたことによる下方バイアスの可能性等も考慮すると、「生活扶助基準の水準の実質的な引上げ」があったと評価することには「相当な疑義がある」として、厚生労働大臣の判断は、統計等との客観的数値等との合理的関連性等を欠くと判示しました。

また、引下げの保護受給世帯の生計維持への影響の重大性を認めるとともに、激変緩和措置による影響緩和の程度は限定的などとし配慮に欠けるとも判示しました。

判決後の記者会見で、宇都宮健児弁護団長は、「最

高裁の判断に向け、原告側の追い風になった」と手ごたえを語りました。

翌日には埼玉訴訟でも勝訴

翌28日14時、東京高等裁判所は、埼玉県内の生活保護利用者が提訴した裁判の控訴審において、生活保護基準引下処分を違法として取り消す原告側勝訴判決を言い渡しました。1審さいたま地裁判決は「デフレ調整」の違法性は認めず、「ゆがみ調整」の2分の1処理の違法性のみを認めるという珍しい判断でしたが、本判決は、「ゆがみ調整」の2分の1処理の違法性を認めなかった一方で、「デフレ調整」の違法性を認めるという判断をしました。

判断枠組みと判決内容

判決は、「デフレ調整」の各論点については、厚生労働大臣の裁量権の範囲の逸脱、その濫用は認められないとしても、個々の裁量的判断を積み重ねた結果、一連の判断としてみれば、-4.78%の「下落率をそのまま一律にデフレ調整分の改定率としたその判断は、統計等の客観的数値等との合理的関連性又は専門的知見との整合性を欠くものといわざるを得ず、同判断には生活保護法が定める最低限度の生活の具体化に係る判断の過程に過誤、欠落があるものと認めるほかはない。」と判断しました。

原告「健康と文化を少しづつあきらめていた」

判決後の報告集会で、原告の男性は、「勝ててうれしい。亡くなった方もいるが天国で喜んでくれていると思う」と喜びを語りました。また、原告の女性は、「生活保護の水準は低すぎる。受給者の生活は健康的でも文化的でもなく両方を少しづつあきらめてきた」と保護基準引上げの必要性を語りました。

私たちの署名、いよいよ山場

最高裁にあてた統一署名を



現在の署名数

3月末現在 **14万筆超** が集まっています。

人権の砦として司法の職責を果たせ

いよいよ舞台は最高裁です。人権の砦として司法の職責を果たす判決を求める声をさらに集めて、最高裁での勝訴判決を何としても勝ち取りましょう。地裁そして高裁への署名や傍聴組織と並行した取り組みになっていますが、最高裁の判断

<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

(口座)○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義

いのちのとりで裁判全国アクション

○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み

ヨンゼロハチ) 【店番】408

【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

①個人or団体の口数、②名前(所属)
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。

が示されれば、その判断が基本路線となることを踏まえれば、最高裁宛の取り組みを今一度、各地で最優先の取り組みに位置づけていきましょう。

当面する取り組み方針

・3月～6月にかけて、各地で地裁・高裁判決が続きます。裁判傍聴や集会に参加して、是非とも福岡高裁に続く勝訴判決を勝ち取りましょう。

・次回、最高裁要請は5月27日の予定です。最高裁に人権の砦として司法の職責を果たす判決を求めましょう。

5月27日、最高裁弁論時に集会予定

・具体的に決まり次第お知らせします。いのとり全国HP等をご確認ください。

ホームページに署名用紙・オンライン署名

当会ホームページに署名用紙があります。ダウンロードし、必要な枚数を印刷してください。あわせて、ホームページからオンライン署名もあります。

署名は5月20日までに下記へお送りください。

署名活動は、最終的に6月13日(金)まで行います。さらなる署名活動をお願いいたします。

【署名の送付先】

全国生活と健康を守る会連合会

〒160-0022

東京都新宿区新宿5-12-15 KATOビル3F